

埋立用材搬入届出書(H27.12.22付け)に係る主な専門委員意見について(那覇空港滑走路増設事業:沖縄総合事務局)

専門委員からの意見	
A	埋立用材への付着・混入防止に関する事項
1	特定外来生物は表土に生息する可能性が高いことから、表土は沖縄県内には搬入させないこと。
2	積まれている石材を調査するのは困難である。確認するのであれば、石材を移動した後に、アリの巣などの痕跡を調査するのは有効と思われる。
3	トラックに積み込んだ石材にシャワーをかけ洗浄することになっているが、これだけでは石の凹みに付着したクモなどの小動物の卵や卵嚢を洗い流すことはできない。一度、どのような動物が混入しているかを、ランダムにサンプリングした石の破片や土壌を篩いにかけて発見された種をリストアップしておくことが望ましい。その結果にもとづき、シャワーの有効性も評価可能と思われる。
4	表土層や岩の割目等には様々な植物種子が紛れ込んでいる可能性がある。肉眼での確認は至難であるし、シャワーの有効性も疑わしい。ランダムにサンプリングした石片や土を水をはったバケツに入れて、浮き上がった種子を採取・同定することが将来の対策にとって重要である。
B	搬出前及び搬出期間中における付着・混入防止に関する事項
1	植物も同様に搬入ルート沿いに生育する特定外来生物に該当する植物の調査が必要である。
2	セアカゴケグモは、九州全県で生息が確認されており、奄美大島にも九州本土からの物資に紛れて侵入する可能性が極めて高い。このため、本事案の埋立用材の搬入に関しては、本種についても生息確認を実施する必要があるものと考ええる。
3	採掘している崖地での調査の必要性は感じていない。それよりも、周辺に置かれている重機や機材、事務所周辺の古タイヤや側溝グレーチングなどを調査すべきである。
4	仮置き場(港湾)についても同様に、周辺環境(隣接している公園、置かれている器物、ガードレールなどを重点的に調査すること。
5	埋立用材採取予定の3地点(大和村、龍郷町、瀬戸内町)に棲息する可能性が少しでも存在する特定外来生物は、猛毒をもつハイイロゴケグモ1種と考えられる(笠利町の奄美 空港で発見例がある。)本種は通常攪乱の度合いが強い環境に棲息し、屏、壁、石の凹み等に巣を作っている。体長は数ミリメートルでよほど注意しないと見落とす。また、卵嚢は石等に付着したゴミと紛らわしい。採石採土の現場に棲息している可能性は低いが注意は必要である。

埋立用材搬入届出書(H27.12.22付け)に係る主な専門委員意見について(那覇空港滑走路増設事業:沖縄総合事務局)

専門委員からの意見	
6	ゴケグモ類は荷物等にまぎれて運搬されることが多いため、しばしば空港、港で発見される。港には凹凸のある構造物が多く、ゴケグモ類の棲息に適している。したがって、奄美大島からすでに記録のあるハイイロゴケグモが土石の積出港で混入する可能性は排除できない。積み出し予定の3港においてゴケグモ類の棲息調査を実施する必要がある。
7	クモ類など空気中を漂う動物がいることから、搬入ルートについても調査が必要である。ただし、調査は特定外来生物に限り、動物相調査は行わなくてよい。
8	事前の調査が十分になされているように思えなかったので、採取地と周辺、運搬ルート沿いに対象種がどの程度生育しているかの調査をして、侵入リスクは見積もったほうがよいと思います。
9	新たな侵入を防止するために埋め立て用材の集積地及び搬出港での本種の生息の有無を確認し、生息が確認された場合は混入を防止するための適切な処置方法を検討する必要がある。
10	石材を仮置きする時間が長くなるほど、特定外来生物が混入する可能性が高くなる。石材を仮置きする時間が短いほど良い。また、側溝の中や、石材の隙間にゴケグモなどが侵入する可能性があるため、注意する。
11	仮置き場及びその周辺から見つけ捕りによる除去を行う。その後、手作業では捕れない子グモを対象に、限定的に殺虫剤などを用いて駆除を行う。また、駆除後にも新たに侵入してくる可能性があるため、これらの港湾では月1回程度の定期的なモニタリング調査を実施する。石材の仮置き期間をなるべく短くする。
12	積出港においても、土石を一時保管中に様々な動植物が紛れ込むことが考えられる。仮置き時と積載時に目視することになっているが、仮置き時にトラックや容器に覆いをかけるなどの工夫が必要である。